

町田市高齢者の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、高齢者に係る医療費の一部を助成することにより、高齢者の保健の向上を図り、もって高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(資格要件)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

（1）町田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月町田市条例第11号）第3条に規定する被保険者であること。

（2）市町村民税世帯非課税者（その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年度（療養のあった月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）が課されない者をいう。）であること。

(医療証の交付)

第3条 医療費の助成を受けようとする者は、市長に申請し、町田市規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第4条 町田市は、対象者の疾病又は負傷について、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（法に規定する療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（法の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、法の規定によって対象者が負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）を助成する。

- 2 前項の規定による助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

(医療費の助成)

第5条 医療費の助成は、市長が指定した病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下この項において「指定医療機関等」という。）において、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該指定医療機関等に支払うことによって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(届出義務)

第6条 対象者は、第3条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 対象者は、規則に定めるところにより毎年、前年の所得の状況を市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な医療証の交付申請の受付、医療証の交付その他の準備行為は、施行日前に行うことができる。

(提案理由説明)

本案は、後期高齢者医療制度の対象となる者のうち、低所得者が窓口で支払う自己負担額の2分の1を助成することにより、医療費の負担を軽減し、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的として、提案するものである。